

警報発令時の規定（令和4年4月1日発効）

江南市または名古屋市に「暴風警報」、「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されている間は、授業を行わないことを原則とし、細部については次のように実施する（表下の※部も含む）。なお、時刻は24時間表記で示してある。

警報解除の時間	A. 通常日	B. 午前授業や *土曜講座の日	C. 定期考査や 宿題テスト等の日
6:00より前	通常通り8:30 出席確認	通常通り8:30 出席確認	通常通り8:30 出席確認
6:00以降 8:00より前	10:30 出席確認 第3限から授業	*10:30 出席確認 第3限から授業	**休校
8:00以降 10:00より前	13:00 出席確認 第5限から授業	休校	
10:00以降	休校		
注) *土曜講座で校外へ出かける講座は、前日までに別途指示することがある。 また、土曜講座の日は、ホームルームでの出席確認は行わない。ただし、高1外進生は、授業が予定されている場合、10:30に出席確認を行い、その後、第3限の授業を行う。 **当日のテストは、テスト期間の最終日の次の登校日（家庭学習日を含む）に行うことを原則とする。			

- ※ 江南市や名古屋市に「暴風警報」、「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されていない時は、通常通りの授業を行うことを原則とするが、学校の判断により、別の対応をする時は、家庭に BLEND 等で連絡する。
- ※ 生徒個々の居住地（原則として市町村を指す。以下同じ。）に「暴風警報」、「暴風雪警報」または「特別警報」が発令された時は、警報発令地区に居住する生徒は、警報が解除されるまで登校を見合わせることにする。その場合、遅刻・欠席扱いとしない。（家庭より BLEND にて連絡）
- ※ その他の警報が発令されている時は、通常通りの授業を行うが、安全確保の観点から登校困難な時は、遅刻・欠席扱いとしない。（家庭より BLEND にて連絡）
- ※ 登校途中に「暴風警報」、「暴風雪警報」または「特別警報」が発令された時は自分の身の安全を確保することを最優先とし、家族との連絡につとめ、安全な場所に避難する。安全に行動ができる状況を確認して移動し、自宅待機をする。
- ※ 登校後に上記警報が発令された時、または警報の発令が見込まれる時は、安全上支障のない限り帰宅させる。登校後に、生徒個々の居住地に上記警報が発令された時も、同様に帰宅させることを原則とする。どちらも早退扱いとしない。